

貨物軽自動車運送事業の開始について

1. 開始にあたっての準備

- (1) 使用する軽自動車については、輸送部門を経由し連絡書の交付を受けてください。

軽自動車検査協会にて新規検査申請又は自動車検査証記入申請を行って下さい（二輪自動車の場合は管轄の運輸支局または検査登録事務所の登録部門）。

※軽自動車の新規検査申請又は自動車検査証記入申請に関する手続きは軽自動車検査協会に、二輪自動車の場合は管轄の運輸支局または検査登録事務所の登録部門にお問い合わせください。

- (2) 使用する軽自動車には、両側面に「届出人の氏名又は名称」を表示するとともに、後面には「届出人の氏名又は名称」を表示して下さい。

※別紙「車体表示の方法」参照ください。

- (3) 運賃料金、運送約款については、お客様に十分に説明できるようにしてください。

2. 業務遂行に関して

- (1) 貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則等関係法令を遵守し、業務を誠実に行って下さい。

〈重要〉

・貨物自動車運送事業法

第15条 （輸送の安全性の向上）

第17条 （輸送の安全）

第25条 （公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

・貨物自動車運送事業輸送安全規則

第3条 （過労運転の防止）

第4条 （過積載の防止）

第5条 （貨物の積載方法）

第6条 （自動車車庫の確保）

第7条 （乗務の前後の点呼等）

[運転者ごとに点呼を行い、その点呼状況、指示内容等を記録し1年間保存すること。営業所ごとにアルコール検知器を備え、点呼の際にそのアルコール検知器を用いて点呼をすること。]

第10条 （乗務員に対する指導及び監督）

第11条 （異常気象等時における措置）

第13条 （点検整備）

[点検及び整備に関する記録簿に記録し、これを保存すること]

第14条 （点検等の為の施設）

第15条 （整備管理者の研修）（車両数が10両以上の場合）

第16条 （乗務員）

第17条 （運転者）

(2) 道路運送法第83条(有償旅客運送の禁止)について遵守してください。

- ① 旅客の運送は行わないこと。
- ② 使用する車両の車体表示は、タクシー等と紛らわしい表示はしないこと。
- ③ 使用する車両の付属措置については、運賃メーター器及び屋上灯等タクシー等と紛らわしいものを装着しないこと。

(3) 事業開始後の届出について

届出事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出てください。
届出を行わないと、車両の増車・代替等が受け付けられないなど、営業活動に支障が出ます。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに主たる事務所の位置
- ② 営業所、休憩・睡眠施設、車庫の位置及び収容能力
- ③ 各営業所に配置する事業用自動車の数(増車・減車)
※増車の時には、届け出ている車庫の面積に注意してください。
面積が不足する場合は増車できません。
その際は、②の収容能力の変更届を提出してください。

- ④ 運賃及び料金の種類、額並びに適用方法
- ⑤ 運送約款
- ⑥ 事業を行わなくなったとき

・事業の廃止

※貨物軽自動車運送事業は、事業の休止が出来ませんので、いったん事業を廃止し、再開の際には経営届出を行うこととなります。

・貨物軽自動車運送事業者たる法人が合併により消滅したとき

(合併し消滅したときから30日以内)

・貨物軽自動車運送事業者が死亡したとき (死亡後30日以内)

(4) 運輸局・運輸支局は、荷主や貨物の斡旋については、関知していません。

下記のようなトラブルが起こりやすいようですが、これらのトラブルは全て届出者と荷主等との民事問題であり、運輸局・運輸支局は介入できません。

中でも運送事業の組合に加入されている方は十分に注意してください。

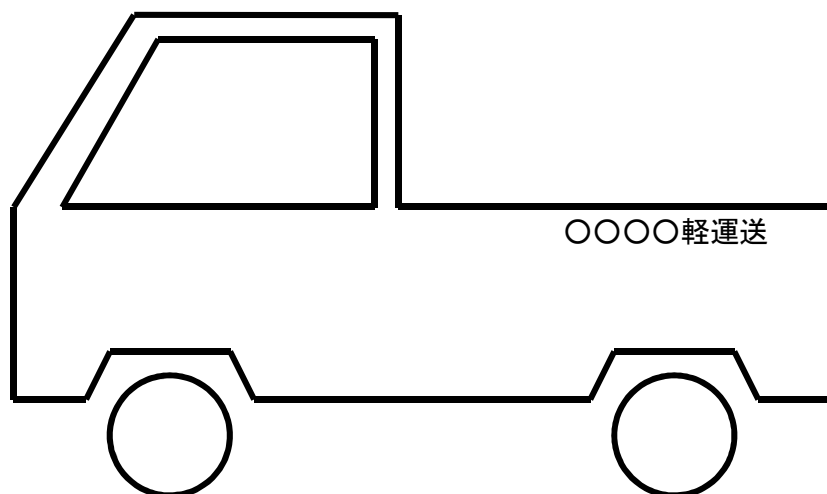
- ① 物の斡旋に関するトラブル
 - ・斡旋者が荷主を紹介しない。
 - ・当初の予定より収入が少ない、あるいは貰えない。
- ② 荷主に関するトラブル
 - ・契約を解除された。
 - ・運送をしたが、運賃を貰えない。

(5) 事業用自動車以外の車両は運送の用に使用することは出来ません。車両が足りないときには増車の届出を出してください。

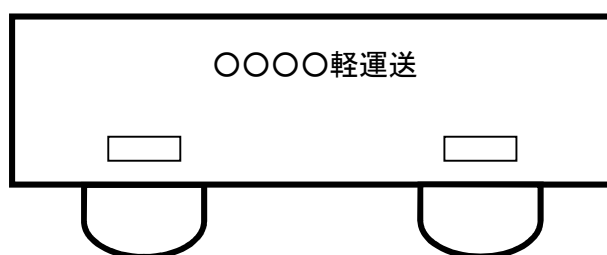
また、貨物軽自動車運送事業は一般貨物自動車運送事業とは異なり、普通貨物自動車を使用し運送をすることは出来ません。普通貨物自動車を使用して運送事業を行うときには一般貨物自動車運送事業の許可が必要になります。

車 体 表 示 方 法

(両側面)



(後 面)



(文字の大きさは、縦横 10 センチ以上とする。)

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

表

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！



・貨物の運送に関する
損害賠償に対応できる
任意保険等に参加しましょう。

任意保険への加入



・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号
を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の
装置の操作を妨げることとなる
ような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「**点呼**」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。

裏



・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
- ・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。



貨物軽自動車運送 事業者の安全対策が 強化されました



主な 安全対策

貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和6年に法令を改正し、令和7年4月から安全対策を強化することとしました。本リーフレットでは新たな安全対策を含め、主なものをまとめています。貨物軽自動車運送事業者は、一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります。定められた安全対策をしっかりと行うことで、安全運行に努めてください。

法令で定められている事項	概要	実施タイミング
NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講 バイク便を除く ▶P2	● 貨物軽自動車安全管理者は 選任前に加えて、選任後も2年ごとに受講 しなければいけません	—
NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出 バイク便を除く ▶P2	● 営業所ごとに選任し、選任時には 法令で定められた事項について、運輸支局等を通じて国土交通大臣に届出 しなければいけません	—
NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診 バイク便を除く ▶P2	● 法令で定められた初任運転者等の特定の運転者に対して、 特別な指導をしなければ、また、適性診断を受診 させなければいけません	—
健康状態の把握	● 運転者に対して、 雇い入れる際や1年に1回健康診断を受診させ、受診結果を事業者 に提出させなければいけません	—
運転者に対する指導及び監督 ▶P4	● 運転者に対して、運行の安全確保のために 必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督 を毎年実施しなければいけません	—
点呼 ▶P4	● 運転者に対して、 乗務の前後に必要な事項を確認 し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければいけません	乗務前 乗務後
運転者の勤務時間の遵守 ▶P4	● 運転者の 勤務時間 は、法令で定められた時間の範囲内に収めなければいけません	乗務前 乗務中 乗務後
異常気象時における措置	● 台風接近時に必要に応じて運行を中止 したり、雪道では 冬用タイヤを装着 するといった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければいけません	乗務前 乗務中
NEW 業務の記録 バイク便を除く ▶P3	● 法令で定められた項目について 記録を作成し、1年間保存 しなければいけません	乗務前 乗務後
過積載の防止	● 過積載 による運送を前提とする 運行計画の作成 や 運送の引き受け、指示 をしてはいけません	乗務前
貨物の適正な積載	● 貨物の 重さ が、 前後や左右で偏らない ようにしなければいけません ● 荷崩れして 貨物が落下しないよう、ロープやシート を掛けなければいけません	乗務前 乗務中
NEW 事故の記録 ▶P3	● 事故が発生した場合、その 概要や原因、再発防止対策等 を記録し、 3年間保存 しなければいけません	乗務後
NEW 国土交通大臣への事故報告 ▶P3	● 死傷者を生じた事故等 について、運輸支局等を通じて 国土交通大臣へ報告 しなければいけません	乗務後

※各種の記録・保存は、パソコンやスマートフォンにて実施可能です。

NEW : 令和7年4月からの新たな安全対策 バイク便 : 三輪の軽自動車や二輪の自動車を用いる貨物軽自動車運送事業

令和7年4月からの新たな主な安全対策

NEW

貨物軽自動車安全管理者の講習受講

貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者に選任しようとしている者に**貨物軽自動車安全管理者講習**を、貨物軽自動車安全管理者に**貨物軽自動車安全管理者定期講習**を、国土交通大臣の登録を受けた**講習機関で受講**させなければいけません※¹。



登録機関の詳細は[こちら](#)



1 貨物軽自動車安全管理者講習

貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講

2 貨物軽自動車安全管理者定期講習

選任後2年ごとに受講※

※ 1：貨物軽自動車運送事業以外の貨物自動車運送事業も行っている場合であって、現に運行管理者として選任されている者を除く

NEW

貨物軽自動車安全管理者の選任・届出

貨物軽自動車運送事業者は、**営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任※²**しなければいけません。
「貨物軽自動車安全管理者」は上記講習の内容を理解し、課せられている安全対策を確実に行うようにしましょう。
なお、「貨物軽自動車安全管理者」を選任したときは、主に以下の項目等について、運輸支局等に**届出**しなければいけません。



届出書の様式は[こちら](#)



1 貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称

2 貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日

3 貨物軽自動車安全管理者の選任年月日及び講習修了年月日

※ 2：令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、令和9年3月までに選任
令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、速やかに実施

NEW

初任運転者等への指導及び適性診断の受診

貨物軽自動車運送事業者は、以下の運転者に対して、**特別な指導※³**をしなければいけません。
また、国土交通大臣に認定された**適性診断の受診※³**もさせなければいけません。

1 初任運転者（過去に一度も特別な指導・適性診断を受けていない者）

2 高齢者（65歳以上の者）

3 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

また、貨物軽自動車運送事業者は、**運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適性診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを営業所に備え置**なければいけません。



特別な指導の詳細は[こちら](#)



適性診断機関の詳細は[こちら](#)



※ 3：令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者は、令和10年3月までに実施
令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者には、猶予期間はありません

業務の記録

貨物軽自動車運送事業者は、行った業務について主に以下の項目等の記録を作成し、**1年間保存**しなければいけません。

- ① 運転者等の氏名
- ② 車両番号（ナンバープレート等）
- ③ 業務の開始、終了及び休憩の日時
- ④ 業務の開始、終了及び休憩の地点
- ⑤ 業務に従事した距離
- ⑥ 主な経過地点



業務記録の
様式例は[こちら](#)



事故の記録

貨物軽自動車運送事業者は、事故が発生した場合、主に以下の項目等の記録を作成し、**3年間保存**しなければいけません。

- ① 乗務員等の氏名
- ② 事故の発生日時
- ③ 事故の発生場所
- ④ 事故の概要
- ⑤ 事故の原因
- ⑥ 再発防止対策



事故記録の
様式例は[こちら](#)



国土交通大臣への事故報告

貨物軽自動車運送事業者は、死傷者を生じた事故等、**重大な事故が発生した場合**、主に以下の項目等について、30日以内に所定の様式により**運輸支局等を通じて国土交通大臣に報告**しなければいけません。

加えて、2人以上の死者を生じた事故等、重大な事故については、24時間以内においてできるだけ速やかに運輸支局等に速報しなければいけません。

- ① 自動車の使用者の氏名又は名称
- ② 事故の発生日時
- ③ 事故の発生場所
- ④ 当時の状況
- ⑤ 当時の処置
- ⑥ 事故の原因
- ⑦ 再発防止対策



事故報告の様式、
報告すべき事故の内容
は[こちら](#)



引き続き実施が必要な主な安全対策

点呼

乗務前に、運転者や事業用自動車に何らかの問題が確認された場合は、運行してはいけません。

また、点呼の内容は日々点呼記録簿に記録したうえで **1年間保存** しなければいけません。

法令で定められている確認事項	確認方法の例	実施タイミング
運転者の酒気帯びの有無※	アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認するとともに、 運転者の状態 を目視で確認します	乗務前 乗務後
運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無※	体温や血圧、顔色、呼気の臭い、声の調子の情報によって、確認します	乗務前
業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況	気になる点があったかを確認します	乗務後
車両の日常点検の実施又はその確認	走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に、エンジンルーム内、ライト、タイヤ、運転席周りについて、目視等により確認します	乗務前

点呼記録簿の例は[こちら](#)



日常点検表の例は[こちら](#)

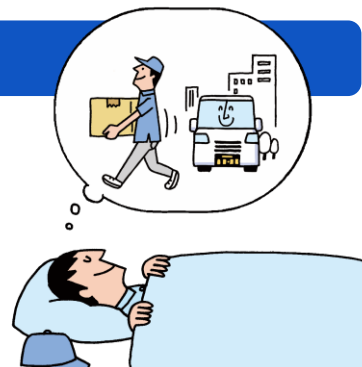


※一人で事業を行っている場合は、自ら確認を行ってください。加えて、ご家族と同居している場合には、自身の体調を客観的に見てもらうことも有効です。

運転者の勤務時間の遵守

安全な運行のために以下の内容を守り、運転者に休憩や休息を十分に与えましょう。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内、 1か月：284時間以内
1日の拘束時間	13時間以内 (上限15時間、14時間超は週2回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	2日平均1日：9時間以内、 2週平均1週：44時間以内
連続運転時間	4時間以内



改善基準告示の詳細は[こちら](#)



※一人で事業を行っている場合は、**自ら上記時間の範囲において勤務時間を設定し、遵守する**必要があります。

運転者に対する指導及び監督

運転者に対する指導及び監督を**毎年実施**する必要があります。また、**①実施した日時と場所、②実施内容、③実施した者と受けた者、を記録したうえで3年間保存**しなければいけません。

具体的な実施内容の例は、今後公開予定のマニュアルをご覧ください。

※一人で事業を行っている場合は、**指導監督マニュアルを理解することをはじめとして、自ら必要な知識を習得する**必要があります。

指導監督マニュアルは[こちら](#)



問い合わせ先

電話番号 050-3666-8021※（平日9：00～17：00）

メール info@kamotsu-k.co.jp

※：電話は混み合う場合がございますので極力メールにてお問い合わせください

安全対策の内容について、国土交通省ウェブサイトで、動画・FAQを公表しています。

ウェブサイト

